

川崎港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和 7 年 1 0 月

川崎港港湾管理者

川 崎 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 令和 6 年 1 0 月 川崎港港湾審議会

- ・ 令和 6 年 1 1 月 交通政策審議会第 9 4 回港湾分科会

の議を経た川崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

- 1 臨港道路東扇島水江町線の桁下空間を活用し、市民等が海に親しむことができる魅力ある親水空間の創出を図るとともに、港湾労働者等の休憩の場所を提供するため、水江町地区及び東扇島地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 工場用地に付随する土地需要に対応するとともに、未利用施設を再活用するため、小島町地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、以下のとおり計画を変更する。

- (1) 臨港道路東扇島水江町線の桁下空間の活用を図り、市民等が海に親しむことができる魅力ある親水空間の創出を図るとともに、港湾利用者等の休息の場所を提供するため、次のとおり計画を変更する。

水江町地区 緑地 1 h a [既定計画の変更計画]

東扇島地区 緑地 3 4 h a [既設の変更計画]

既定計画	
水江町地区	緑地 1 h a [既定計画]
既設	
東扇島地区	緑地 3 2 h a [既設]

- (2) 工場用地に付随する土地需要に対応するとともに、未利用施設を再活用するため、以下の計画を削除する。

既定計画	
小島町地区	緑地 1 h a [既定計画]

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

市民等が海に親しむことができる魅力ある親水空間の創出を図るとともに、港湾利用者等の休息の場所を提供するため、また、工場用地に付随する土地需要に対応するとともに、未利用施設を再活用するため土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：h a

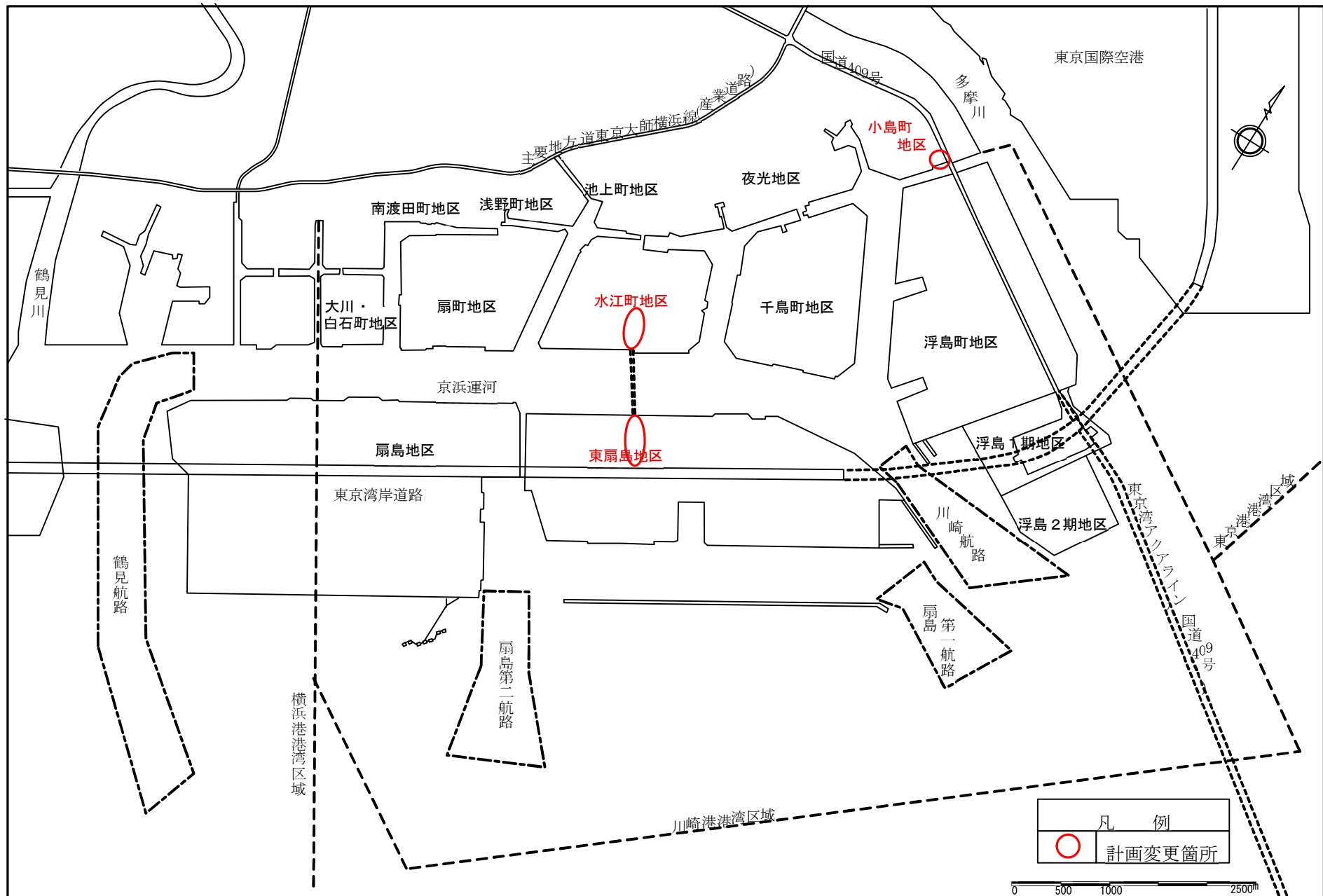
地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
水江町			(153) 153		(3) 3	(11) 11	(1) 1	(168) 168
小島町			(54) 54	1	1			(54) 55
東扇島	(76) 76	(212) 212	(23) 23		(26) 56	(58) 58	(34) 34	(428) 459

注1：（ ）は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

川崎港港湾計画位置図



川崎港港湾計画図（水江町地区・東扇島地区）



この地図は、川崎市の承認を得て同市発行の都市計画基本図を複製したものです。承認番号（川崎市指令ま計第69号）

川崎港港湾計画図（小島町地区）



この地図は、川崎市の承認を得て同市発行の都市計画基本図を複製したものです。承認番号（川崎市指令ま計第69号）